

埼玉県談合情報等対応要領

(平成6年10月1日施行)

[沿革] 平成12年12月1日、平成14年1月25日、平成19年3月20日、
平成20年9月25日、平成25年4月1日改正

1 趣旨

この要領は、県が締結する建設工事の請負等の契約に係る入札の適正を期するため、入札談合等の不正行為に関する情報（以下「談合情報」という。）又は入札談合等の不正行為を疑わせる事実（以下「談合疑義事実」という。）を得た場合の対応について定めるものとする。

2 談合情報等の確認

(1) 県が締結する建設工事の請負等の契約に係る入札についての談合情報に係る通報を受けた者は、通報者に対して次に掲げる事項、その他必要事項を確認し、直ちに、談合情報調書（様式第1号）を作成し、当該入札事務を所掌する課(所)長（以下「課(所)長」という。）へ送付するものとする。

ア 通報者の氏名・連絡先

イ 入札対象工事等の名称

ウ 入札(予定)日時・場所（発注機関名）

エ 落札予定業者名・金額

オ 談合等が行われた日時・場所

カ 談合等に関与した業者名

キ 談合等の方法

(2) 課(所)長が談合情報に係る通報を直接受けたとき又は新聞等の報道（報道機関を經由した通報を含む。以下「報道等」という。）により談合情報を把握したときは、課(所)長は、(1)と同様に談合情報調書を作成するものとする。

(3) 報道等により談合情報を把握したときは、課(所)長は、当該報道機関に対して、取材・報道活動に支障のない範囲で通報者等の談合情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

(4) 通報者が明らかなきときは、課(所)長は、通報者に対して、情報内容の裏付け等の詳細を確認するものとする。

(5) 課(所)長は、談合疑義事実を得たときは、談合疑義事実調書（様式第2号）を作成するものとする。なお、その後の対応については談合情報と同様に取り扱うものとする。

3 所管部(局)長への報告

課(所)長は、談合情報又は談合疑義事実（以下「談合情報等」という。）を得たときは、所管部(局)長へ報告するとともに、速やかに、談合情報調書又は談合疑義事実調書に係る書類を添えて、様式第3号により入札審査課長あて報告するものとする。

4 信憑性の判断

(1) 課(所)長は、談合情報を得たときは、入札・契約事務（落札決定、契約締結事務等）を保留し、その信憑性について判断するものとする。ただし、開札前に情報等を得た場合には開

札してから判断する。

- (2) 開札の結果、談合情報に信憑性がないと判断できる場合は、入札・契約事務（落札決定、契約締結事務等）を続行する。その処理結果は、速やかに入札審査課長に報告（様式第7号）するものとする。

5 事情聴取

- (1) 課(所)長は、信憑性なしと判断できない場合や談合疑義事実を得たときは、入札・契約事務（落札決定、契約締結事務等）を保留し、速やかに事情聴取を行うものとする。
- (2) 事情聴取する場合は、原則としてすべての入札参加業者等から下記について事情を聴取し、その内容について事情聴取書（様式第4号）を作成するものとする。
 - ア 他者からの働きかけ等の談合等の事実の有無（ある場合はその内容）
 - イ 入札金額（見積額）の算定方法及び体制
 - ウ 談合等の防止に対する取組み
 - エ 共同企業体の結成方法（共同企業体の場合）
 - オ その他
- (3) 事情聴取に当たっては、原則として積算に使用した資料等の提出を求めるものとする。なお、聴取内容や提出された積算関係資料に疑義が残る場合は、必要に応じて再調査を行うものとする。

6 談合情報等への対応

- (1) 課(所)長は、談合情報等の対応について、入札審査課と協議し、必要に応じて法務相談を行った上で、当該部局に設置する公正入札調査委員会（業者選定委員会等をもって代えることができる。）に諮り、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - ア 「不正行為が確認できない」と判断したときは、入札参加業者等のすべてから当該入札について不正行為を行っていない旨の誓約書（様式第5号）を提出させた後、入札契約事務（落札決定、契約締結事務等）を続行する。
 - イ 「不正行為が疑われる」と判断したときは、必要に応じて「談合防止に係る建設工事入札及び契約事務検討委員会」（以下「談合防止検討委員会」という。）に諮った上で、入札を取りやめ、又は無効とし落札決定を取り消すものとする。
 - ウ 「不正行為の事実あり」と判断したときは、談合防止検討委員会に諮った上で、イの措置に加え、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づく告発について決定するものとする。

7 契約締結後に談合情報があった場合の措置

契約締結後に談合情報があった場合は、契約締結前に談合情報を得た場合と同様に対応するものとする。ただし、6の談合情報等への対応のア及びイの措置は、次のとおりとする。

- ア 「不正行為が確認できない」と判断したときは、誓約書の提出を求め、契約を継続させる。
- イ 「不正行為が疑われる」と判断したときは、契約の解除を検討する。

8 入札審査課への報告

課(所)長は、談合情報等に対する処理結果について、速やかに、談合情報等処理書（様式第6号）を作成し、指名業者一覧又は参加資格者一覧並びに談合情報調書又は談合疑義事実調書、事情聴取書、誓約書、入札金額見積内訳書及び入札(見積)結果表の写し、不正行為の裏付けとなる資料、その他の関係書類を添えて、様式第7号により入札審査課長あて報告するものとする。

9 談合情報等の公表

所管部局は、告発を行った場合、原則として公表するものとする。

10 公正取引委員会への資料送付

総務部長は、8の資料を、様式第8号により公正取引委員会事務総局審査局情報管理室長へ送付するものとする。

11 警察本部への情報提供

総務部長は、談合情報について明らかに信憑性がないと認められるときを除き、8の資料を、様式第9号により警察本部長へ送付し、情報提供するものとする。

12 その他

この要領によりがたい場合は、入札審査課と協議を行うものとする。

附 則

1 この要領は、平成6年10月1日から施行する。

2 談合などの不正行為に関する通報等があった場合の対応について（平成4年4月10日付け建管第5001号及び建管第5002号）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。